

林業振興・環境部建設工事低入札価格調査制度審査会設置要綱

(設置)

第1条 林業振興・環境部が発注する建設工事の競争入札において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る入札が行われたときに、その価格による契約の締結の適否の審査を行うため、低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、林業振興・環境部長の職にある者を充てる。

3 委員は、次の者で構成する。

林業振興・環境部副部長（総括）、林業環境政策課長、治山林道課長、事業所管課長、
所管出先機関長

(会議)

第3条 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその任務を代行する。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事業所管課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。